

不登校防止に関する一考察

松井 賢二 *, 室賀美津雄 *

A Study on the Prevention of Non-Attendance at School

Kenji MATSUI, Mitsuo MUROGA

文部科学省によれば、「不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいは登校したくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。」と定義されている。

本稿では、最初に不登校の現状を概観し、次に、この不登校の要因や背景を分析し、最後に不登校防止に向けた方策を探りたい。

1 不登校の現状

(1) 不登校児童生徒の人数と出現率

文部科学省(2003)によれば、平成14年度間に「不登校」を理由として30日以上欠席した不登校児童生徒は、小学生25,869人、中学生105,383人、合計131,252人である。これは、平成3年度以来初めての減少となっている。次に、出現率をみると、小学生では0.36%で、13年度および12年度と同一であり、横ばいとなっている。一方中学生では、14年度2.73%となり、13年度の2.81%をやや下回った。つまり、出現率についても、平成3年度以来増加し続けてきたのが、初めて減少した。

一方、新潟県における平成14年度間の状況は、不登校児童生徒は、小学生512人、中学生1,885人、合計2,397人である。平成13年度と比較して、それぞれ64人、200人、合計264人の減少となった。また、平成14年度の出現率は、小学生0.36%、中学生2.87%で、13年度よりもそれぞれ0.01ポイント、0.09ポイントの減少である。

(2) 不登校の学年別発生状況

学年別にみると、小学生も中学生も学年の進行とともに増加しており、中学校3年生で最多となる。

また、増加傾向は小学校6年から中学校1年、および中学校1年から2年にかけて大きくなっている。これらの状況は全国の場合も新潟県の場合も同様である。単純に小学校6年と中学校1年の不登校児童生徒数を比較すると、全国では中学校1年は小学校6年の2.76倍、新潟県では2.74倍である。また同様に、中学校1年と2年を比較すると、全国では中学校2年は中学校1年の1.63倍、新潟県では1.37倍となり、新潟県における増加率は全国よりもやや低いといえる。

(3) 不登校となった直接のきっかけ

文部科学省によれば、小学校では、「本人の問題に起因」が36.5%と最も高く、次いで、「家庭生活に起因」(29.0%)、「学校生活に起因」(19.0%)となっている。少し具体的にみてみると、「本人の問題に起因」の中の「その他本人に関わる問題」が最も高く29.0%である。次に「家庭生活に起因」の中の「親子関係をめぐる問題」(16.3%)、「学校生活に起因」の中の「友人関係をめぐる問題」(10.3%)となっている。

一方、中学校では少し異なり、最も多いのが「学校生活に起因」(39.5%)で、次いで「本人の問題に起因」(35.3%)、「家庭生活に起因」(17.0%)である。具体的には、「本人の問題に起因」の中の「その他本人に関わる問題」が29.2%と最も高い。次いで、「学校生活に起因」の中の「友人関係をめぐる問題」(21.1%)が高くなっているが、これら2つのきっかけで過半数を占めている。3番目に高いのは「学校生活に起因」の中の「学業の不振」(8.8%)である。

2004年2月27日受理

* 新潟大学教育人間科学部附属教育実践総合センター

表1 全国の「不登校児童生徒(30日以上欠席者)数の推移」(文部科学省発表資料より作成)

区分	小学校			中学校			不登校児童生徒数の合計(人)
	(A) 全児童数 (人)	(B) 不登校児童数(人)	発生率 B/A × 100 (%)	(A) 全生徒数 (人)	(B) 不登校生徒数(人)	発生率 B/A × 100 (%)	
12年度	7,366,079	26,373	0.36	4,103,717	107,913	2.63	134,286
13年度	7,296,920	26,511	0.36	3,991,911	112,211	2.18	138,722
14年度	7,239,327	25,869	0.36	3,862,849	105,383	2.78	131,252

表2 新潟県の「不登校児童生徒(30日以上欠席者)数の推移」(新潟県教委発表資料より作成)

区分	小学校			中学校			不登校児童生徒数の合計(人)
	(A) 全児童数 (人)	(B) 不登校児童数(人)	発生率 B/A × 100 (%)	(A) 全生徒数 (人)	(B) 不登校生徒数(人)	発生率 B/A × 100 (%)	
12年度	148,875	557	0.37	84,473	2,076	2.46	2,633
13年度	146,590	576	0.39	81,656	2,085	2.55	2,661
14年度	143,713	515	0.36	78,910	1,894	2.40	2,409

新潟県もほぼ同様である。まず小学校では、「その他本人に関わる問題」(28.7%)、「親子関係をめぐる問題」(23.6%)、「友人関係をめぐる問題」(9.8%)であり、順位は全国と同じであるが、「親子関係をめぐる問題」の比率が全国よりもやや高くなっている。次いで、中学校では、「その他本人に関わる問題」(24.8%)、「友人関係をめぐる問題」(23.7%)、「親子関係をめぐる問題」(10.4%)という順位である。全国と異なる点は、第3位に「親子関係をめぐる問題」が入ってきていることである。しかし、その項目の全国における比率をみると、8.2%であり、新潟県の場合と大差はないといえる。

(4) 不登校状態が継続している理由

小学校では、「不安など情緒的混乱」が最も高く32.0%で、次いで、「複合」が30.7%となっており、両方で6割以上を占める。その次には「無気力」(17.6%)がその理由としてあがっている。中学校では、「複合」が26.0%で最も高く、次いで「不安など情緒的混乱」(24.7%)、そして「無気力」(20.7%)となっている。小学校と中学校を比較すると、1位と2位の順位は入れ替わっているが、第3位までの理由は同じである。

新潟県においては、小学校では比率の高い順に、「不安など情緒的混乱」(41.4%)、「複合」(22.6%)、「無気力」(17.8%)である。これを全国と比

較すると、新潟県では「不安など情緒的混乱」が全国よりもかなり高く、逆に「複合」が低くなっている。次に、中学校では、「不安など情緒的混乱」(27.1%)、「複合」(26.8%)、「無気力」(18.4%)という順である。全国の結果とは順位がやや異なるが、各項目の比率はほぼ同じである。

2 不登校問題への対応の現状

ここでは、新潟県の場合を中心に、不登校問題への対応の実状をみてみることにする。

(1) 新潟県教育委員会の「不登校問題解消施策」(平成15年度～16年度)

- ①ハートフル相談員(中学校30校(県単15校)へ配置)
- ②相談指導体制の充実(カウンセラー学校派遣、上・中・下越教育事務所に各2名、計6名の「いじめ・不登校相談員」を配置して電話相談対応)
- ③県立教育センターにおける教育相談員2名配置
- ④スクールカウンセラーの拡充(中学校30校→40校へ配置)
- ⑤不登校対策研修の強化(県立教育センター研修等)
- ⑥不登校児童生徒体験活動推進(青少年教育施設で自然体験活動の実施)
- ⑦中1ギャップ解消調査研究(モデル校5校、中

1 ギャップ解消検討会議)

他に、人事措置として県内小・中学校に生徒指導及び不登校対策のための加配教員が約 100 名配置されている。

いじめ・不登校の解決を目指した「のびのび健やか新潟っ子」推進費は、年々増額されている。

また、スクールカウンセラー活用では、15 年度の 40 校配置から 16 年度には 70 校配置へと拡充される。さらに、相談指導体制の充実を目指すカウンセラー派遣は 625 回から 810 回へと回数が増加する。

(2) 市町村教育委員会等の取組

県内各市町村においても、独自に不登校対策を進めている。

適応指導教室の設置は、平成 14 年度、39 市町村 (44 施設) が設置し、指導員は常勤 21 名、非常勤 84 名が配置されている。

また、不登校対応の民間施設も増えており、平成 16 年 2 月現在、県内には 18 市町村 28 施設 (新潟市 7、上越市 4、長岡市 2 他) がある。

(3) 各学校における指導体制

各小・中学校ともに、生徒指導主任 (主事) を中心に、「生徒指導委員会」、「不登校対策委員会」等を設置し、情報の収集と対応を協議し、問題解決に当たっている。具体的には、「校内適応指導教室」の設置、児童生徒の欠席対応や家庭訪問、教育相談等に努めている。

なお、適応指導教室等の指導員は、生徒指導や不登校加配教員の他、市町村雇用の職員 (教員 OB 等) や学校内の職員が交代でその任に当たっている。

(4) 相談機関

学校では、不登校問題とともに、いじめ問題が深刻であり、いじめと不登校の関わりもあることから、近年、公的機関の相談窓口が広く開設されている。新潟県の場合は、以下のとおりである。

- ① 県立教育センター (いじめ・不登校問題)
電話&面接相談, 1カ所, 月~金曜日,
9:00 ~ 17:00
- ② 県教育庁教育事務所 (いじめ問題)
電話相談, 4カ所, 月~金曜日, 9:00 ~ 21:00
- ③ 法務局 (いじめ, 体罰, 虐待等)
電話・面接・文書相談, 12カ所,

月曜日~金曜日, 8:30 ~ 17:00

- ④ 児童相談所 (児童の問題)
電話・面接相談, 7カ所, 月曜日~金曜日,
8:30 ~ 21:00
- ⑤ 警察 (いじめ・非行問題等)
電話・面接相談, 月曜日~金曜日,
8:30 ~ 17:15 (通称: ヤングテレホン)
(少年サポートセンター 3カ所, 警察署 33
カ所)

3 不登校問題解決に対する危機感

今日、少子化によって児童生徒数は減少の一途を辿っている。しかし、「いじめ問題」は対応の強化によって対策の効果 (減少) が見られるのに対して、「不登校問題」は年々対策が強化されるにもかかわらず、増加傾向になかなか歯止めがかからないのが現状である。

その要因の一つに、不登校問題に対する学校現場の受け止めに温度差や時代の変化があると思われる。

例えば、次のような場合である。

- ① 文部省の調査協力者会議が、「不登校はどの子にも起こりうる」と指摘した時、学校現場には「緊張した」と受け止めた者と「やや安堵した」と受け止めた者がいた。後者は、文部省の警鐘に対して、不登校問題で悩んでいた学校では、「時代が変わったのだ」と受け止めたのである。
- ② 行政機関による「適応指導教室」の開設により、学校では不登校児童生徒を施設に預けることにより、日常の苦勞から逃れて、安堵の気持ちが先に立ち、再登校へのフォローが充分行われていない。適応指導教室へ通う児童生徒や周りの人たちが、そのことを自他共に認めて現状がコンクリートされている場合がある。
- ③ 「スクールカウンセラー」等が派遣されると、専門家だからと任せてしまって、学校側が問題解決の対応に一步引いてしまう。このことは、スクールカウンセラー自身が、いくつかの学校を訪問する度に、校長や職員の対応に温度差があることを指摘している。常に、校長が先頭に立ってカウンセラーから情報を得て現状を打開しようとしている学校は、確実に成果が上がるという。「お任せ」な学校と「協力的」な学

校の違いである。

- ④ 学校に、「生徒指導」や「不登校」対応の教員が加配されると、学校現場ではその任の教員に問題解決を任せてしまう傾向が強い。具体的には、校内適応指導教室を設置し、そこへ児童生徒を預ける（任せる）ことで一安心してしまう。本来、加配教員は問題解決のために、全校体制で取り組む方策を提案し、調整するのが役目であるが、目の前の児童生徒の指導に追われ、いわば「特別に設けられた学級」（異学年学級）の担任となって大変な苦勞をしている場合が多い。
- ⑤ 不登校の児童生徒は、非行や校内暴力等の反社会的な問題行動に走る児童生徒と比べて、対応が置き去りにされ易い面がある。学校にとっては、目先の問題行動への対応が急務で、不登校問題は後回しにされがちになるわけである。このことが、早期発見・早期対応を遅らせ、解決への道を遠いものにしてしている場合がある。
- ⑥ 学校教育は、本来、知育（文化の継承や智恵など頭の学び）・徳育（人間としての生き方、在り方など心の学び）・体育（健康や技術など体の学び）のバランスを不易なるものとして来た。しかし、学校現場は、教育改革の名の下に、「ゆとりと充実」、「新学力観」、「生きる力」、「総合的な学習」、そして、昨今の「数値化」される「学力」に振り回され、真の教育者としての力量低下が懸念される。このことで、「学校へ行きたくても行けない児童生徒」への対応が遅れると思われる。
- ⑦ 近年、小学校に見られる「学級担任一年制」は、児童の学習指導や生徒指導の面で、自ら苦勞をして問題を克服する機会を逸してしまう心配がある。例えば、不登校児童や保護者との十分な対応も出来ないままに、次の学級担任への引き継ぎが行われ、学校不信につながっている場合がある。

4 不登校児童生徒の実態把握と分析・対応の試み

(1) 実態調査の内容

問題解決の手がかり（次の一手）は、不登校児童生徒の実態にあることは論を待たない。解決の手がかりが得られる情報（実態）は何処にあるか。また、それを如何に分析し、対応策を見出すかが鍵である。

そこで、表1「不登校児童生徒の実態と対策」にあるような調査項目を設けた。

- ①登校歴＝出席日数、欠席日数、不登校のきっかけ、不登校後の出・欠日の特定、不登校の現状
- ②家族構成（環境）＝親、兄弟姉妹、祖父母、その他
- ③生育歴＝特に、病気、怪我等
- ④養育環境＝過保護・過干渉、放任・無関心、厳格（暴力・虐待）、その他
- ⑤家庭内緊張＝父母、父母と祖父母の人間関係、経済的生活、病人、その他
- ⑥家庭生活＝不登校時の家庭での様子、食事の様子（好き嫌い、時間等）
- ⑦学校生活＝学習面（得意教科、不得意教科等）、人間関係（対教師、対仲間）、学校で見られる本人の性格特性等
- ⑧本人との接触可能状況＝家族間、教職員、友だち、家族と学校側
- ⑨本人の不安、緊張、訴え、要望等＝本人の悩みや不安等
- ⑩対策＝実態調査の分析を基に、学校としての対応策

(2) 「不登校児童生徒の実態と対策」用紙

実際の相談の際には、表3の用紙をFAXや電子メール等で学校へ送付し、学級担任等から記入してもらう。そして、学校から返送された情報（用紙）に対して、こちらで所見（分析）を付して、回答し、その後の対応策を一緒になって考える。

5 不登校の要因

これまでの調査事例から、不登校の要因として、次のような場合が考えられる。これは、文部科学省の調査分類項目とは異なっているが、学校段階で具体的に把握できる（あるいは、把握しなければならない）内容であると考えている。

(1) 主として家庭内に要因があると思われる場合

ア 養育上の問題

- ① 過保護・過干渉・・・自立の遅れ
- ② 放任・無関心・・・孤独、不安
- ③ 厳格（暴力・虐待）・恐怖感、情緒不安

表 3 不登校児童生徒の実態と対策

新潟大学教育人間科学部附属教育実践総合センター：室賀美津雄

名前	生年月日	年 月 日生	性別	学年		
不登校歴	1年	出席 日 : 欠席 日	① 不登校のきっかけ(転校・友人・学習・病欠・家庭内?) ② 不登校以降の登校日or欠席日の特定 ③ 不登校の現状は?(引きこもり・適応指導教室?)			
	2年	出席 日 : 欠席 日				
	3年	出席 日 : 欠席 日				
	4年	出席 日 : 欠席 日				
	5年	出席 日 : 欠席 日				
	6年	出席 日 : 欠席 日				
家族構成	(職・勤務?) 両親 ----- 兄弟 ----- 祖父母 ----- 他	生 育 歴	養 育 環 境	* 過保護・過干渉 * 放任・無関心 * 厳格(暴力・虐待) * その他	家 庭 内 緊 張 ?	* 父 : 母 * 父母 : 祖父母 * 経済的生活苦 * その他(病気等)
家庭生活	不登校時の家庭における生活の様子		食事の様子(好き嫌い・時間等)			
学校生活	学習面特記事項(成績等) ① 得意教科等 ② 不得意教科等		人間関係特記事項 ① 友人との関係 ② 教師との人間関係		本人の性格 ① 長所 ② 短所	
本人接触状況	① 本人と家族の誰と話ができるか。 ② 本人と担任ほか学校職員は?		③ 本人と友だちは? ④ 家族と学校側は?			
本人の不安・訴え・要望等						
対策	① 学校側(誰が, 誰に, 何をするか) * 校長(教頭) * 職員 ② 家庭側(誰が, 誰に, 何をするか) ③ 児童生徒対策(理解と協力をどう得るか) ④ その他					

イ 家庭内緊張・不安

- ① 両親の不和，母子家庭，父子家庭
- ② 両親と祖父母の不和
- ③ 経済的生活苦
- ④ 家族の中に病人を抱えている場合

(2) 主として学校内に要因があると思われる場合

ア 人間関係上の緊張・不安

- ① 担任その他教師との人間関係
- ② 友だちとの人間関係

イ 学習上の緊張・不安

- ① 勉強が分からない
- ② 他に遅れをとったという不安
- ③ 勉強嫌い (=分からない+遅れ不安)

かつて、文部省は「学校へ行かない」「学校へ行きたくても行けない」児童生徒を「学校嫌い」として捉えてきたが、その後、「不登校」と改めた経緯がある。しかし、この「不登校」という用語も個々のケースを見ると、必ずしも適切な表現ではない。そこには、意識的にも、或いは無意識的にも「他に遅れをとったという不安」が登校への足を遠ざけている実態がある。

6 「学校生活メニュー選択方式」による登校への道

実態調査の中で、不登校の要因を探る一つの手がかりは「不登校以降の登校日 or 不登校日」に着目することである。例えば、長期欠席をしている児童生徒であっても、年に何日か出席している場合がある。その日を調べてみると、始業式の日であったり、運動会や文化祭、自然教室などの学校行事のある日であったりして、特定できる。また、断続的な欠席の例では、その日がプール水泳がある日と特定できる場合もある。

前者の場合、いくつかの親子面接で、通常の学習活動のない学校行事等では登校不安やプレッシャーを余り感じることはなく、登校できるという。逆に、欠席が続くと、教室へ出て学習に参加している友だちの様子から「他に遅れをとったという不安やプレッシャー」が大きく、胸を締め付けられる思いに

駆られるという。欠席が長引けば、その思いは募るばかりであろう。これが、「学校へ行きたいけれども行けない」心情につながっていると考えられる。

そこで、この不安やプレッシャーを少しでも和らげながら登校への道を開くのが、「**学校生活メニュー選択方式**」の提案である。この提案に対して、親子ともに「それでも良いのですか？」と異口同音に目を輝かせる。よく考えてみると、学校へ行くということは、朝から夕方まで、学校生活をやり通すと言うことであり、欠席続きの児童生徒には、大変な負担と言わざるを得ない。

****** 学校生活メニュー選択方式 ******

- ① 学校生活における各教科の学習，休憩，給食，清掃，特別活動（学級活動，学校行事，児童会，専門委員会）etc.の中から，不安やプレッシャーのないメニューを選択して，登校したり，授業に出たりする。
- ② ①以外は，自宅（帰宅），保健室，学校図書館等で過ごす。
- ③ 不安やプレッシャーを感じなくなったら，選択メニューを次第に増やしていく。

この方式の実施に当たっては、次の点に留意する必要がある。

(1) 学校として

- ①校 長 = リーダーシップの発揮
- ②教 職 員 = 共通理解と連携
- ③学級担任 = メニュー提示，
「個別指導プログラム」の用意，報告・連絡・相談
- ④児童生徒 = 学級のみならず，学年の理解と協力（ピア・サポート）

(2) 本人・家庭として

- ①登校再開準備（学校の下見＝靴だなや机，ロッカー等の確認，学用品点検等）・・・本人，家族
- ②学校生活メニュー確認・・・本人，家族

7 校長のリーダーシップが鍵！

不登校問題は、教育の問題である。学校教育の問題は、校長の経営責任の問題である。校長が動けば、教頭は動かざるを得ないし、職員も、家族も、子ど

もも動く。

以下、不登校の問題解決を目指す校長のリーダーシップと不登校防止について、筆者（室賀）の実践に基づく経験則を述べる。

(1) 不登校問題は校長の危機管理上の最重要課題という認識に立つこと

校長には、部下職員に、①承知して任せるタイプと、②不承知で任せるタイプがある。前者は、問題解決のプロセスや結果をチェックすることが出来るが、後者にはそれが出来ない。校長が、職員の苦労を共有し、実態把握や対策に関われば、道は開ける。

(2) 不登校を出さない全校体制（組織）と態勢（構え）を確立すること

危機管理の要諦は、予防にある。児童生徒の日常的な欠席連絡（学校と家庭、職員間）、欠席理由確認、家庭訪問、気になる子どもの情報交換等、学校運営上のこまめな対応が予防への近道である。

(3) 児童生徒理解の徹底と人間関係（職員間、児童生徒間、職員と生徒間、学校と家庭・地域間の信頼関係）を重視した学校経営

学級担任は一日一回は児童生徒をフルネームで呼ぶこと。学校職員も出来るだけ児童生徒に声を掛けること。「あの先生がいるから学校へ行く」「今日も元気に来たね」という当たり前のこと、これが教師と子どもの信頼関係の基である。また、このことが「不登校を出さない学校の看板」が見える学校経営につながる。

(4) 家庭との信頼関係及び具体的な連携策の構築

学校と家庭の信頼関係確立には、情報公開による開かれた学校経営が不可欠である。学校の危機管理の具体的な取組を家庭に伝え、家庭からは登校渋りの兆候は直ちに学校へ連絡することで、不登校の早期発見、早期対応が可能となる。

不登校児童生徒数は、学年が進むに従って増えていく。とりわけ、小学校から中学校へ進学すると急増することから、「中1ギャップ」が問題になっている。生徒の心身の発達段階や学校生活の変化について、校長は保護者に十分な説明をし、生徒と保護者の不安解消に努めなければならない。

(5) 「出来ることより、やらなければならないこと」の見極めが先決

不登校問題の克服は、学校教育の課題であり、校長の指導力が鍵である。行政の適応指導教室の設置やスクールカウンセラー、不登校加配教員の配置を待っている、13万人の不登校児童生徒は救えない。そして、「出来ることから」やっつけては不登校増加に歯止めをかけることは難しい。

一人一人の教師が、不登校問題の克服に対する強い関心と問題意識をもてば、「積極的な生徒指導・児童生徒への目配りや気配り、問題解決への気付きや閃き」が生まれる。

「今やらなければならないこと」を見極め、校長が先頭（率先垂範）になって苦労に立ち向かうことが不登校問題克服への道である。

（文献）

文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状について（概要）」2003年12月19日報道発表
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/12/03121902.htm.

新潟県教育庁義務教育課 「いじめ・不登校の現状」
平成15年9月

（執筆分担）

主として、「1」を第一著者が、「2～7」を第二著者が執筆した。